

## 社会福祉法人桐の里 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人桐の里定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規程及び、社会福祉法人桐の里評議員選任・解任委員会運営細則（以下「細則」という。）第5条の規程に基づき、理事、監事及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長
- (2) 理事及び監事報酬
- (3) 評議員報酬
- (4) 評議員選任・解任委員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、定額で月額100,000円とする。理事及び監事及び評議員に対する報酬等の額は、2号、3号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。また、評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、4号に定める額の範囲内で理事会において決定する。

- 2 理事会への出席1日につき10,000円とする。ただし法人職員は、8,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1日につき10,000円とする。
- 4 評議員選任・解任委員が委員会への出席1日につき10,000円とする。ただし法人職員は、8,000円とする。
- 5 同一日に開催された理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に重複して出席したときは、いずれかの会の支給金額とする。
- 6 前各号の掲げる会議であるが、半日の会議であった場合は、半分の報酬を支払うこととする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。理事及び監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬等は、それぞれ理事会又は評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(理事、監事及び評議員の勤務報酬等)

第5条 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人職員以外は日額10,000円、法人職員は日額8,000円の報酬を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人職員以外は日額10,000円、法人職員は日額8,000円の報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、日額10,000円の報酬を支払うことができる。

5 前各項の掲げる業務であるが、半日の業務にあたった場合は、半分の報酬を支払うこととする。

(出張旅費)

第6条 法人職員以外の理事、監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第7条 法人の職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員は、法人職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等以外の法人職員の報酬)

第8条 役員等以外の法人職員が出席を求められ評議員会及び理事会に出席した場合は、法人職員の報酬を適用する。

2 同一日に開催された理事会、評議員会に重複して出席したときは、いずれかの会の支給金額とする。

3 法人職員としての業務を除く法人職務に限り、支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

令和 元年6月22日 改定

令和 2年6月22日 改定